

JIS

照明器具－第 2-8 部： ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 : 2014

(JLMA/JSA)

平成 26 年 12 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：平成 26.12.22

官 報 公 示：平成 26.12.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
8.1 適用範囲	1
8.2 引用規格	1
8.3 用語及び定義	2
8.4 一般的試験要求事項	2
8.5 照明器具の分類	2
8.6 表示	3
8.7 構造	3
8.8 沿面距離及び空間距離	5
8.9 保護接地	5
8.10 端子	5
8.11 外部及び内部配線	5
8.12 感電に対する保護	7
8.13 耐久性試験及び温度試験	7
8.14 じんあい及び水気の侵入に対する保護	7
8.15 絶縁抵抗及び耐電圧	8
8.16 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	8
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会 (JLMA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8105-2-8:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項 (アマチュア用)

JIS C 8105-2-11 第 2-11 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ (ネオン管を含む) 用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-24 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5 第 5 部：配光測定方法

照明器具—

第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

Luminaires—Part 2-8: Particular requirements for safety—Handlamps

序文

この規格は、2013 年に第 3 版として発行された **IEC 60598-2-8** を基に、我が国の配電事情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

この規格は、**JIS C 8105-1** と併読して用いる。

8.1 適用範囲

この規格は、250 V 以下の電源電圧で電気光源を使用するハンドランプ及び手に持って用いる、支持物表面に引っ掛ける又は載せて用いる同様の移動灯器具（以下、ハンドランプという。）について規定する。

なお、ちょう（蝶）ねじ、クリップ又は磁石のような方法で支持体に取り付けることのできるハンドランプ [例えば、車の下を照らすハンドランプ、建築現場で使用するハンドランプなどを含む。ただし、可燃ガスが発生する可能性のある酒だる（樽）などの中で使用するものを除く。]、携帯用握り付きハンドランプ及び機器の内部の検査に使用する照明器具も、この規格を適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-8:2013, Luminaires—Part 2-8: Particular requirements—Handlamps (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

8.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル

JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル

JIS C 3662-5 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 5 部：可とうケーブル（コード）

注記 対応国際規格：**IEC 60227-5**, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V—Part 5: Flexible cables (cords) (MOD)

JIS C 3663-4 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

注記 対応国際規格：**IEC 60245-4**, Rubber insulated cables—Rated voltages up to and including 450/750 V—Part 4: Cords and flexible cables (MOD)